

とちぎの元気な子ども育て隊!!宣言企業等募集要領

(目的)

第1条 この要領は、とちぎの子ども育成憲章（以下「育成憲章」という。）に賛同し、企業、事業所又は団体（以下「企業等」という。）が自ら実践する活動を「とちぎの元気な子ども育て隊!!宣言」（以下「宣言」という。）として県が募集し、その活動状況を周知することにより、育成憲章の理念のさらなる普及及びその実践の強化を図ることを目的とする。

(応募要件)

第2条 栃木県内に所在する企業等は、次の事項のいずれにも該当する場合において、宣言に応募することができる。

- (1) 育成憲章を理解し、その趣旨に賛同していること。
- (2) 社会貢献活動（青少年健全育成を目的とする団体等への寄附を除く。）の一環として育成憲章を踏まえた活動を現に行い又は応募しようとする年の末日までに行う予定があり、当該活動を継続して実施するものであること。
- (3) 青少年健全育成を主たる目的とするものでないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(応募)

第3条 宣言に応募しようとする企業等は、「とちぎの元気な子ども育て隊!!宣言」応募用紙（様式第1号。以下「応募用紙」という。）に必要事項を記載の上、知事に提出するものとする。

(宣言書の発行)

第4条 知事は、前条の応募があったときは、応募用紙の記載内容を確認し、とちぎの元気な子ども育て隊!!宣言書（様式第2号。以下「宣言書」という。）を発行するものとする。

(宣言企業等の活動の実践等)

- 第5条** 宣言書を発行された企業等（以下「宣言企業等」という。）は、宣言書を事務所の見やすい場所に掲示するものとする。
- 2 宣言企業等は、育成憲章を踏まえた活動（以下「活動」という。）を継続して実施するものとする。
 - 3 宣言企業等は、様々な場で育成憲章の普及啓発に努めるものとする。
 - 4 宣言企業等は、従業員に対し、育成憲章や青少年健全育成に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする。

(デザインの使用)

第6条 宣言企業等は、とちぎの子ども育成憲章マスコットキャラクター「とちぎの元気な子ども育て隊!!」デザイン使用取扱要領に定めるところによりデザインを使用することができる。

(県の役割)

第7条 知事は、宣言企業等の名称及びその活動内容等について、積極的に広報することに努めるものとする。

(活動等の変更)

第8条 宣言企業等は、活動の変更、追加その他応募用紙に記載した内容に変更が生じたときは、「とちぎの元気な子ども育て隊!!宣言」変更届（様式第3号）を速やかに知事に提出するものとする。

(活動実績報告)

第9条 宣言企業等は、次の各号に定める期日までに「とちぎの元気な子ども育て隊!!宣言」活動実績報告書(様式第4号。以下「活動実績報告書」という。)を知事に提出するものとする。

- (1) 宣言書を発行された年の1月から12月までの活動実績については翌年の1月31日
- (2) 宣言書を発行された年の翌年以降の活動実績については3年ごとにその最終年の翌年の1月31日。ただし、3年を待たずに活動実績報告書を提出することを妨げない。

(活動の中止)

第10条 宣言企業等は、活動を中止したときは、「とちぎの元気な子ども育て隊!!宣言」活動中止届(様式第5号)を速やかに知事に提出するとともに、宣言書を知事に返還するものとする。

(宣言書の返還)

第11条 知事は、宣言企業等が、次のいずれかに該当すると認めるときは、宣言書の返還を求めることができる。

- (1) 第2条の要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 公序良俗に反する行為その他宣言企業等としてふさわしくない行為が認められたとき。
- 2 知事は、前項の規定により宣言書の返還を求める場合は、理由を付して宣言企業等に通知するものとする。
- 3 宣言企業等は、前項の規定により宣言書の返還を求められたときは、速やかに宣言書を知事へ返還するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定める事務は、栃木県生活文化スポーツ部県民協働推進課で行う。

附 則

この要領は、平成29年8月23日から実施する。

この要領は、令和5年4月1日から実施する。